

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）募集要項

事業名	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
募集対象施設	<p>市内に所在する次の施設</p> <p>(1)認可保育所 (2)幼稚園 (3)地域型保育事業（小規模保育事業及び事業所内保育事業） (4)認定こども園 (5)企業主導型保育事業所 (6)認可外保育施設</p>
区分	<ul style="list-style-type: none"> ・一般型乳児等通園支援事業 ・余裕活用型乳児等通園支援事業 <p>※余裕活用型は、認可保育所、地域型保育事業、認定こども園のみ実施可能</p>
事業開始予定日	令和8年4月1日（水）
申込方法	<p>ロゴフォームによる申込</p> <p>https://logoform.jp/f/pplUQ</p>
申込期限	令和8年1月16日（金）
事業概要	<p>こどもを中心に考え、こどもの成長の観点から、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備すること」を目的とした事業</p> <p><u>・対象児童</u> 次のすべての条件を満たす児童であること ① 生後6か月から満3歳未満の児童であること ② 認可保育所、幼稚園、地域型保育事業、認定こども園、企業主導型保育事業所に在籍していないこと ③ 居住する市区町村から支給認定を受けていること</p> <p><u>・利用時間</u> 児童1人あたり月10時間まで</p>

募集要件	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児室、ほふく室、遊戯室、便所等必要な設備があること ・年齢に応じた各居室の面積基準を満たすこと ・給食やおやつを提供する場合、調理施設を備えるなど設備や運営の基準を満たすこと ・次のすべての条件を満たす職員を配置すること <ul style="list-style-type: none"> ① 専任職員を 2 名以上配置すること※ 1 ② 配置する職員の半数以上が保育士であること ③ 年齢に応じた配置基準を満たす職員を配置すること <p>※ 1 次の場合は、専任職員 1 名でも可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等と一体的に運営しており、当該保育所等の職員（保育士等）の支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士である場合 ・本事業を利用する乳幼児の人数が 3 人以下、かつ、在園児合同型での実施であること、かつ、当該保育所等の保育士による支援を受けることができる場合 <p>※ 2 各年齢（当該年度 4 月 1 日時点の満年齢）の配置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0 歳児：おおむね 3 人につき 1 人以上 ・1・2 歳児：おおむね 6 人につき 1 人以上 <ul style="list-style-type: none"> ・その他事業の実施にあたり、焼津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を遵守すること
問い合わせ先	焼津市役所保育・幼稚園課 TEL：054-626-2772